

「ひろぎん証券の約款・規定集」  
情報端末による金融商品契約の申込等に関する特約条項

この特約は、株式会社広島銀行（以下「当行」といいます。）の定める情報端末を利用して金融商品契約の申込手続きを行う場合に、お客さまから申出があり、かつ当行がこれを承諾したときに、主たる約款・規定（以下「約款等」といいます。）に付加して適用します。

この場合、お客さまは、申込書への記載に替えて、情報端末に表示された申込画面に必要な事項を入力、または確認し、電子サインを行うことにより申込をすることができるものとします。

なお、その際、印鑑の徴求は行いません。この場合には「約款等」中の「申込書」は「情報端末の申込画面」、「署名」「捺印」は「電子サイン」とそれぞれ読み替えるものとし、その他電子サインにより、署名・捺印を省略することと矛盾する「約款等」は適用されないものとします。

また、お客さまから「電子サイン」をいただいておりますのお取扱いの場合、お預りした有価証券または金銭を返還したこと、その他一切の事情から生じた損害については、当行はその責を負いません。